

ふくおか灯のパートナー事業協定書(案)

株式会社 〇〇〇〇 (以下「実施団体」という。)と福岡市(以下「市」という。)は以下のとおり協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、適正な道路照明灯の維持管理活動(以下「活動」という。)が円滑に実施できるよう、その内容について定めることを目的とします。

(対象区域)

第2条 活動の対象区域は次のとおりとします。

- ・ 協定路線 別添図面のとおり
- ・ 対象照明灯番号

〇〇-〇〇〇, 〇〇-〇〇〇, 〇〇-〇〇〇

(実施期間)

第3条 実施期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間とします。

更新継続については協定期間終了の3か月前までに、実施団体は市と協議のうえ、再度協定を締結するものとします。

なお、工事その他の事由、合意事項の履行が困難となった場合は、別途協議するものとします。

(役割分担)

第4条 実施団体と市の役割分担は、次のとおりとします。

- (1) 実施団体は、道路照明灯の電球の球切れや支柱部分の破損など維持管理上支障となる事象を発見した場合は、市に報告していただきます。
- (2) 実施団体は、上記(1)の事象を地域住民等から連絡を受けた場合にも、市に連絡してい

たきます。

- (3) 実施団体は、地域住民等へ事業のPR に努めていただきます。
- (4) 実施団体は、維持管理費相当額として、道路照明灯 1 基あたり年間 2 万円をご負担いただきます。(以下パートナー料)
- (5) 市は、道路照明灯の支柱部分に企業等の協力を受けている旨の管理銘板を貼付します。
- (6) 市は、福岡市道路下水道局ホームページで実施団体の名称を紹介させていただき、ご希望があれば、ホームページアドレスを掲載させていただきます。
- (7) 市は、照明灯の不具合等の連絡を受けた場合、維持管理上必要な対策を講じます。

(その他)

第 5 条 実施団体は、活動中にこの協定の目的以外の行為をしません。

2 市は、管理上その他やむを得ない事情により、照明灯を除去する必要があるときは、その理由を示し、除去できるものとします。

(疑義の処理)

第 6 条 この協定に定めない事項、又は疑義並びに第三者との紛争が生じた場合は、別に協議して定めるものとします。

以上、協定の証として本書 2 通を作成し、それぞれが記名捺印の後、各自が 1 通を保有します。

平成 年 月 日

住所
実施団体名
代表者

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎